

計画変更の理由

○国：中央環境審議会 答申（R4.4月）

- ・環境基準を確保するという目標はほぼ達成されたと評価
- ・新たな追加的対策を講じる必要はなく、現状の目標を維持・継続することが適当。
- ・現行の各種施策を継続することが必要

上記答申を受け、自動車から排出されるNOx及びPMに関する国の総量削減基本方針が変更されたため、その方向性に合わせ県の計画も変更した。

○基本方針の変更内容 環境基準確保の目標年度 ➡ 令和8年度

計画の概要

1 目標（変更なし）

対策地域において二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を確保する。

(現状) NO₂：H19年度以降、対策地域内の全測定局で環境基準達成
SPM：H26年度以降、対策地域内の全測定局で環境基準達成

2 計画の目標年度（変更あり）

令和2年度から**令和8年度に変更**

3 目標達成のためのNOx・PM排出量（変更なし）

令和2年度の目標排出量を継続

4 計画達成の方途（変更なし。ただし、内容等については、最新情報に時点修正）

これまで実施してきた**対策を継続**していくことで目標達成（大気環境基準達成）を継続

対策内容

※関係機関（国、県、市町村、関係道路団体、民間事業者）と連携しながら対策を実施していく。

自動車対策

1 自動車単体対策

ディーゼル重量車対策（国が設定した目標に向けた製造メーカーによる車両の構造・性能の改善）、車両検査・点検整備の徹底 など

2 車種規制の実施等

対策地域における排出基準不適合車両の登録不可 など

3 条例に基づく施策の推進等

県条例によるディーゼル車の運行規制、低燃費車の導入義務 など

4 低公害車の普及促進

電動車の普及支援、公的部門率先導入、九都県市指定低公害車普及 など

5 エコドライブの普及促進

エコドライブ講習会 など

交通対策

1 交通需要の調整・低減

貨物自動車の効率的運行促進対策、鉄道利用輸送促進対策 など

2 交通流対策の推進

幹線道路網整備推進対策、幹線道路のバイパス建設推進対策 など

3 局地汚染対策の推進

交差点における濃度調査 など

普及啓発

1 普及啓発活動の推進

大気汚染防止推進月間の催し など

(参考) 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の変更について

自動車NO_x・PM法

○ 目的

自動車交通が集中する地域（対策地域）において、自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質(PM)の削減を図ることで、環境基準を確保し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する

○ 対策地域

自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法等の既存の対策のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域

- ・首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）の一部地域
- ・阪神圏、中部圏の一部地域



首都圏の対策地域

○ 総合的な対策の枠組み

- ・自動車から排出されるNO_x及びPMに関する
総量削減基本方針（国）の策定・総量削減計画（県）の策定

○ 対策

- ・車種規制
対策地域における不適合車両の登録不可
- ・事業者排出抑制対策
一定規模以上の事業者の自動車使用管理計画の作成等による自主的なNO_x及びPMの排出の抑制を推進 など

方針(国)変更の経緯

○ 中央環境審議会 諮問（R2.8月）

基本方針の環境基準確保の目標年度（令和2年度）を迎えたため、「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方」について審議

○ 国：中央環境審議会 答申（R4.4月）

- ・環境基準を確保するという目標はほぼ達成されたと評価
- ・おおむね環境基準を確保できていることから、新たな追加的対策を講じる必要はなく、現状の目標を維持・継続することが適当。現行の各種施策を継続することが必要

○ 基本方針の変更（R4.11月）

- ・環境基準確保の目標年度
（従前）令和2年度 ➡（変更後）令和8年度
- ・これまで実施してきた車種規制等の対策を継続することとし、その他の方針内容については変更なし。